

(資料 2 別紙)

平成 30 年 2 月

事業実施要領の改定等について

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

事業実施要領については、概ね当該国際規格に対応していると認識しているが、一般社団法人産業環境管理協会と精査した結果、別紙 1 のとおりの改善点が見つかったため、これに伴う改善点とともに、平成 30 年度事業実施要領策定の際に対応することとする。

「環境技術」の定義をより正確にした上で申請書から「環境技術」であるかどうか、どのように実証機関が判断するのかの目安を別紙 2 に示す。